

1 子ども条例に基づく施策の実施状況（条例に基づく令和4年度の取組）

（1）条例第11条に基づく施策の基本となる事項の取組

（施策の基本となる事項）

第11条 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。

- (1) 子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。
- (2) 子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。
- (3) 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。
- (4) 子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。

条例第11条では、県の施策の基本となる4つの事項を第1号から第4号のとおり定めています。

以下では、各号の内容および各号に基づく令和4年度の主な取組について、子ども・福祉部所管分を中心に抜粋して記載しています。なお、各部局の取組全体については、別表のとおりまとめています。

第1号 子どもの権利について学ぶ機会の提供等

子どもの権利を守るためには、子どもが自身の権利について学び、その権利が侵害されたときに声をあげることが必要です。また、子どもが権利を有する一人の独立した人格であるということを、大人が理解することも必要です。

三重県では、引き続き、子どもの権利について子どもも大人も学ぶことができるよう取組を進めます。

【令和4年度の主な取組】

◎「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施（子ども・福祉部）

ネット講座、みえの親スマイルワーク、研修会等の場で「三重県子ども条例」について説明し、条例の理念や条例に基づく取組について、県民の方に理解を深めていただけるよう取り組みました。

◎「子どもの権利ノート」の配付（子ども・福祉部）

新しく児童養護施設に入所する子どもに対し、施設での生活がどのようなものかなどを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるように「子どもの権利ノート」を配付しました。また、里親等に委託される子ども向けの「子どもの権利ノート」を配付しました。

第2号 子どもが意見表明する機会の設定等

子どもが、自身の持っているさまざまな思いや意見を表現すること、表現した思いや意見が尊重されることは子どもの大切な権利です。また、子どもの意見表明の機会を積極的に設けることは、子どもの社会参加の促進にもつながります。

三重県では、引き続き、子どもが意見を表明する機会を設定するとともに、表明された意見を尊重し、県の事業に反映するよう努めていきます。

【令和4年度の主な取組】

◎児童相談所におけるアドボカシー（子ども・福祉部）

平成30年度から、児童相談所職員等を対象にアドボケイト養成研修を行い、「職員の支援が子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる」「子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保障する」といったアドボカシーの原則等を学んでいます。

令和4年度は、一時保護所に入所中の児童を対象として、アドボケイト派遣（アドボケイト2人、スーパーバイザー1人）に試行的に取り組み、権利についてのワークショップやアドボケイトの紹介、希望する子どもへの個別面談や意見表明の支援など、子どもの要望に応じた支援に取り組みました。

◎キッズ・モニターアンケートの実施（子ども・福祉部）

県のさまざまな施策に対する子どもの意見を集めるため、小学4年生から高校生の子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニターアンケート」を全6回実施しました。

◎「第14回ありがとうの一行詩コンクール」の実施（子ども・福祉部）

子どもから家族や友だちなどへ、大人から子どもへ、思ってはいるけれどなかなかお互いに伝えられない大切な人への「ありがとう」の気持ちをテーマにした一行詩コンクールを実施しました。（募集期間：7/1～9/30）

令和4年度は、家族部門、友だち部門、地域部門にて作品を募集し、特に学校を通じた応募の呼びかけに積極的に取り組んだ結果、12,418作品の応募をいただきました。

◎みえこどもの城における「子どもの思い」の集約（子ども・福祉部）

11月の児童虐待防止啓発月間の取組（オレンジリボンキャンペーン）の一環として、みえこどもの城において、「みんなのキモチとココロのこえ」を募集、集約しました。（メッセージ集約数：874枚）

集まったメッセージについてはポスター等に加工し、こどもの城館内に掲示したほか、関係機関、協力企業・団体等に配布し、啓発を行いました。

(みえこどもの城において、指定管理者事業として実施しました。)

◎中学生のメッセージ（少年の主張三重県大会）の実施（子ども・福祉部）

中学生が日ごろ感じていることや考えていることを広く県民に訴えることにより、青少年が自分の生き方や社会とのかかわりを考える機会とするため、その主張をメッセージとして募集し、地域の企業・団体等の協力を得て、県内最終審査としての三重県大会を開催し、最優秀賞など14点を決定しました。(応募数：6,860件)

(公益財団法人三重こどもわかもの育成財団との共催により実施しました。)

第3号 子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援

子どもが自ら考える力を身につけ、その力を発揮して自身の思いや夢を実現し、成長していくことは、子どもの「育つ権利」を実現することにつながります。

三重県では、引き続き、子どもが主体的に取り組むさまざまな体験や活動を支援していきます。

【令和4年度の主な取組】

◎子ども応援！わくわくフェスタ（子ども・福祉部）

令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により開催できませんでした。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、令和5年2月4日（土）に三重県総合文化センターで開催しました。

コロナ禍で失われた子どもの体験の機会やさまざまな活動の発表の機会を設けた結果、約5,000人の子ども・子育て世帯に会場いただきました。

◎子どもの会社見学（子ども・福祉部）

コロナ禍で子どものさまざまな体験機会が失われている中、地域の子どもたちに貴重な学びや体験の機会を提供するため、みえ次世代育成応援ネットワークの会員企業において、会社見学（工場や職場）の受入企業を募集しました。

応募があった企業の近隣の幼稚園・保育所・放課後児童クラブ等を中心に実施を呼びかけた結果、10件のマッチングが成立し、会社見学（出前講座を含む。）を実施することができました。

◎みえこどもの城「高校生☆プラネタリウムコンテスト」の実施（子ども・福祉部）

高校生の科学や天文、地球環境に関する興味関心を高めるとともに、高校生が自ら考え、挑戦し、活躍する機会の提供の一環として、県内高校生を対象にプラネタリウム作品を募集し、審査のうえで優秀作品3作品を決定しました。

優秀作品に選定された3作品は、みえこどもの城の最新式プラネタリウム投影機を使って上映しました。

(みえこどもの城において、指定管理者事業として実施しました。)

第4号 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

地域の中で子どもの育ちを支える人材の育成を行うことや、地域において子どもの育ちを支える活動が促進されるよう環境整備を行うことが必要です。

三重県では、引き続き、子どもの育ちを見守り、支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民および子どもに関わる団体ならびに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行っていきます。

【令和4年度の主な取組】

◎保育士等キャリアアップ研修の実施（子ども・福祉部）

保育士の処遇改善や資質の向上のため、募集定員を拡大し、インターネットを活用したe-ラーニング形式にてキャリアアップ研修を実施しました。

（定員：令和3年度 3,200人→令和4年度 3,500人）

◎放課後児童支援員認定資格研修の実施（子ども・福祉部）

放課後児童支援員として必要な知識や技能の習得等のため、募集定員を拡大し、県内各地域において、研修用DVDによるオンデマンド形式にて研修を実施しました。

（定員：令和3年度 300人→令和4年度 500人）

◎保育士に対する研修の実施（子ども・福祉部）

新任保育士の資質の向上や就業継続支援を図るための研修、人権問題についての正しい知識を習得するための研修等を実施しました。

（新任保育士就業継続研修：180人、人権保育専門講座：11市町、24講座）

◎「子どもの居場所」づくりにかかる人材育成（子ども・福祉部）

「子どもの居場所」は、人とのつながりや教育・体験の機会を通じて、子どもの自己肯定感をはぐくむことで、貧困や孤独・孤立を解消する重要な役割を担っています。

令和4年度は、子どもの居場所開設等に関心のある方を対象とした勉強会の開催（全5回、延べ116人参加）や子どもの居場所の継続的な運営に向けたアドバイザーの派遣（7件）、活動中の子ども食堂等でのインターンシップ（4人）、子どもの居場所を支援したいと考える企業・団体からの申し出を、子どもの居場所へつなぐマッチング（31団体登録、3件成立）に新たに取り組みました。

◎思春期保健指導セミナー（子ども・福祉部）

中高生の性や予期しない妊娠等、思春期の子どもたちや家族が抱える性にまつわるさまざまな問題を関係者で共通理解し実践に活かすため、令和5年2月11日（土）にセミナーを開催しました。

当日は、WebおよびYouTubeでの限定配信により、238人の方に参加いただきました。

◎移動児童館等の実施（子ども・福祉部）

大型児童館であるみえこどもの城において、子どもたちの健やかな成長、発達、自立を促すために地域で実施する移動児童館等を計 100 回実施するとともに、県内児童館との連携強化、地域のさまざまな団体・個人等との協働による地域の見守りネットワークづくりなどに取り組みました。

（みえこどもの城において、指定管理者事業として実施しました。）

(2) 条例第 12 条に基づく子どもからの相談への対応の取組

(相談への対応)

第 12 条 県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

条例第 12 条では、県が子どものための相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応することを定めており、県では、この規定に基づいて、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。

「こどもほっとダイヤル」では、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子どもが自らの力で解決していけるよう支えています。

また、虐待やいじめなど、子ども自身の力だけでは解決できないような問題について相談を受けた場合は、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応にあたっています。

令和 4 年度の相談件数 (910 件) について、その内訳 (不明を除く。) を見てみると、性別では、男性 (497 件) からの相談が女性 (92 件) より多く、学年別では、高校生 (135 件)、中学生 (31 件)、小学校高学年 (29 件) の順に多い傾向にありました。

相談した動機としては、上位から「聴いてほしい」(409 件)、「助言が欲しい」(46 件) となっており、対象者としては、上位から「自分について」(205 件)、「友人・知人について」(180 件) となっています。

相談内容については、例年、人間関係 (157 件) に関する相談が多い傾向にあり、令和 4 年度は、特に「いらだちや怒り (123 件)」を表現した相談が多いという特徴がありました。

引き続き、子どもの権利について子ども自身が知り、学ぶ機会を提供するとともに、相談窓口の周知などに取り組みます。

フリーダイヤル

相談時間：年末年始を除く毎日 13：00～21：00

相談件数：910 件 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

(3) 条例第13条に基づく広報および啓発の取組

(広報及び啓発)

第13条 県は、子どもの育ちについての県民の関心及び理解を深めるとともに、県民が行う子どもの育ちを見守り、及び支える活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

条例第13条では、子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するために、必要な広報および啓発を行うことを定めています。

令和4年度に実施した「三重県IT広聴事業 e-モニター（電子アンケート）」の結果では、子ども条例について「名前も内容も知っている」、「名前だけは知っている」と回答した方は36.6%でした。なお、「名前も内容も知っている」、「名前だけは知っている」と回答した方について、「三重県子ども条例」を知ったきっかけについて調査したところ、58.3%が県や市町の広報紙で知ったと回答しています。

引き続き、「三重県子ども条例」にかかる理解が一層広がるよう広報誌等を活用するほか、研修会等の機会をとらえて広報・啓発していく必要があります。

(4) 条例第14条に基づく調査・公表の取組

(調査)

第14条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。

条例第14条では、子どもの生活に関する意識、実態等について必要な調査を行うとともに、県の施策の実施状況について評価し、報告をまとめ、その結果を公表することとしています。

子ども・福祉部では、数年ごとに、子どもの生活に関する意識や実態等に関する調査を実施しており、直近では平成30年度に、小学5年生、中学2年生、高校2年生と小学生・中学生の保護者、県民を対象に調査を行い、その結果を「みえの子ども白書2019」としてまとめました。

なお、令和5年度に、同様の調査を実施し、「みえの子ども白書」をまとめたうえで、子ども条例の見直し等の参考とする予定です。